

平成 21 年度の申請受付は
4 月 1 日（水）からです。

◇重度心身障害者福祉タクシー・自動車燃料費助成事業◇

〈重度心身障害者福祉タクシー事業〉

市内在住の重度心身障がい者の方を対象にタクシー料金の一部を助成する事業です。
なお、重度心身障害者自動車燃料費助成事業を受けている場合は対象になりません。

（助成金）

タクシー初乗り運賃相当額の利用券を月に 1 枚の割合で交付します。（平成 21 年度）
ただし、1 回の乗車につき利用は 1 枚のみです。

（利用できるタクシー）

県タクシー協会及び個人タクシー協同組合に加盟している事業者

〈重度心身障害者自動車燃料費助成事業〉

市内在住の重度心身障がい者の方を対象に自動車燃料費の一部を助成する事業です。
なお、重度心身障害者福祉タクシー事業を受けている場合は対象になりません。

（助成額）

1 枚 700 円の助成券を月に 1 枚の割合で交付します。（平成 21 年度）
なお、1 回の給油で複数枚の利用も可能です。

（利用できる給油所）

原則として、鴻巣市内の給油所（セルフ給油所を除く）

*ただし、全ての給油所で利用できるものではありません。事前に利用できるか確認をお願いします。

〈共通事項〉

（対象）

次の①②③のいずれかに該当する方

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方で、1 級または 2 級の障がいを有する方
 - ②療育手帳の交付を受けている方で、**Ⓐ**または A の障がいを有する方
 - ③精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、1 級または 2 級の障がいを有する方
- *20 年度中に申請した方も再度申請手続きが必要です。（代理申請可）

（持ち物）

障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

（申請受付）

4 月 1 日（水）から社会福祉協議会（総合福祉センター・吹上地域福祉センター）・障がい福祉課・吹上支所福祉グループ・川里支所福祉グループにて受付

*障がい福祉課に限り、土曜日の 8 時 30 分～12 時まで受付

（その他）

5 月以降の申請については、交付枚数が月数の割合で減少しますのでご注意ください。